

「米国及び EU における内分泌かく乱物質の規制動向」-1 月分

2021/1 JFE テクノリサーチ

1. 1月の情報

1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

1-1-1. EPA、PFAS 廃棄ガイドラインを発表。連邦議会は 2021 会計年度の国防権限法を可決

2020 年 12 月 18 日、米国環境保護庁(EPA)は、2020 年度の米国国防権限法(詳細は 2019 年 12 月号や 2020 年 4 月号も参照)に従い、「パーおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)と PFAS を含む材料の破壊と廃棄に関するガイドライン(案)」を発行した。

ガイドラインの目的は規制化や政策提言をすることではなく、PFAS および PFAS を含む材料の破壊と廃棄に関する最新の科学的情報を提供することである。PFAS は、通常の環境下で簡単に分解しないため、破壊や廃棄に関して固有の問題がある。ガイドラインでは、有効な手段であると考えられ且つ実行可能な 3 つの方法(埋立処理、地下埋入、熱処理[焼却])を説明し、3 つの方法の課題点を指摘するとともに、更なる研究の必要性を論じている。

ガイドラインでは、PFAS を含む以下の 6 種類の廃棄物に関する説明をしている。

- 水成膜泡消火薬剤(Aqueous film-forming foam)
- 土壌および下水汚泥(Soil and biosolids)
- 消費者向け製品以外の PFAS で処理された繊維製品
- 水処理に用いたフィルター、膜、樹脂、粒状炭素、その他の廃棄物
- PFAS を含む埋立地の浸出液
- PFAS を製造または使用する施設からの PFAS を含む固体、液体、気体の廃棄物

ガイドラインに関するパブリックコメントは、2021 年 2 月 22 日まで募集している。

なお、これは 2020 年度国防権限法に基づく動きであるが、2021 年度の国防権限法も、2021 年度が始まった 2020 年 10 月以降まで議論がずれ込み、トランプ大統領が拒否権を発動するなどして滞っていたものの、これを覆す形で、2021 年 1 月 1 日に賛成多数で可決している¹。論争の争点ではなかったものの、2021 年度国防権限法には、PFAS に関連し、連邦政府各省庁が実施する PFAS 関連の研究を調整する作業部会の設置、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)を含む製品の国防総省による調達禁止、疾病予防管理センター(CDC)による飲料水内の PFAS に関する調査研究予算の拡充を指示する条項が含まれている。

EPA によるプレスリリース「EPA Releases Interim Guidance on Destroying and Disposing of Certain PFAS and PFAS-Containing Materials(2020 年 12 月 18 日)」:

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-interim-guidance-destroying-and-disposing-certain-pfas-and-pfas-containing>

ガイダンス「Interim Guidance on the Destruction and Disposal of Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances and Materials Containing Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances」:

(ガイダンス案) <https://downloads.regulations.gov/EPA-HQ-OLEM-2020-0527-0002/content.pdf>

(コメント提出用ドケット) <https://beta.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OLEM-2020-0527>

2021 会計年度国防権限法:

<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6395/text/enr>

¹ 主に、トランプ大統領が法案に含めるよう強く主張していた、SNS プラットフォーム事業者に対する法的保護廃止が争点。

1-1-2. PFAS に関する州単位の動向

① EPA、PFAS 汚染に関するノースカロライナ州での調査を求める請願書を却下

2020 年 11 月号に記載のとおり、ノースカロライナ州の NGO 連合が米国環境保護庁(EPA)に対し、大手化学企業である Chemours に 54 種類のパー及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)の健康及び環境への影響に関する調査費用の負担を命じることを求めているが、2021 年 1 月 7 日に EPA は NGO 連合の請願書の内容が不十分であるとして却下した。

EPA の回答(2021 年 1 月 7 日):

https://www.epa.gov/sites/production/files/2021-01/documents/10019-39_tsca-21_petition_pfas-testing_response_aa_esignatureverified_2021-01-21.pdf

② ウィスコンシン州のパネルは、PFAS 含有製品の州限度購入を推奨する

ウィスコンシン州の PFAS 行動評議会(WisPAC)は、PFAS を含む製品の購入を制限するべく、州政府機関や大学への勧告を含む、州内の PFAS 汚染に対処するための 25 のアクション項目を設定した。

「ウィスコンシン州とウィスコンシンシステム大学は、数十の機関のための消費者製品の重要な購入者である」と、WisPAC は、12 月 16 日に発表されたウィスコンシン PFAS 行動計画で述べている。それらの物質の導入を最小限に抑えるために、州は「購買システムと契約を調査し、メーカー/サプライヤーに購入する製品中の PFAS の量と内容を特定することを要求すべきである」と評議会は述べた。

評議会はまた、米国 EPA を含む他の利害関係者と協力して、製造における PFAS の不可欠かつ適切な使用を決定することを勧告した。これらの物質類は、衣類や家具、非固着調理器具、パーソナルケア用品、グリース耐性食品及び非食品用紙包装など、多種多様な製品で使用されていると WisPAC は述べている。

「この情報に基づいて、ウィスコンシン州議会は、消費者が健康的に環境的に健全な購入決定を行うのに十分な情報が得られるように、責任ある製品ステューワードシップと包括的かつ有益な表示を義務付ける法律を可決すべきである」と、評議会は行動計画で述べた。「適切な選択肢が特定された場合、PFAS を段階的に廃止する法律も制定される可能性がある」と計画は述べ、適切な代替案が見つかった後、食品包装でのそれらの使用を段階的に廃止することにしているメイン州とワシントン州の法律を引用した。

WisPAC は Tony Evers 知事が 2019 年に、州の天然資源省に他の州政府機関と提携し、PFAS に対処するための州全体の取り組みを策定し、調整するよう指示する行政命令を出した後に創設された。拘束力のない勧告の多くは、特に飲料水における州内の PFAS 汚染の可能性の範囲を理解し、対処することを目指している。勧告は、州政府機関のロードマップとして機能することを目的としており、一部の条項では立法措置の実施が義務付けられている。

行動計画は、PFAS を含む消火泡の使用に対処するために、消防協会や市営空港と提携するよう州に奨励する。9 月、州は消防士の訓練に使用される水性膜形成泡(AFFF)での PFAS の使用を禁止した。

行動計画でのその他の推奨事項には、次のものが含まれる。

- 飲料水の州全体のテストを行う
- PFAS に対する一貫した科学ベースの基準を確立する
- PFAS を含む廃棄物を処理するためのベストプラクティスを開発する

ウィスコンシン PFAS 行動計画:

https://widnr.widen.net/content/d4vyg9qqwj/pdf/EM_PFASActionPlan.pdf

行動計画概要: <https://dnr.wisconsin.gov/topic/Contaminants/ActionPlan.html>

1-2. EU における内分泌かく乱物質の規制動向

1-2-1. EU の一般裁判所、BPA を高懸念物質と認定した ECHA を支持

2020年12月16日、EUの一般裁判所は、欧州化学品庁(ECHA)がビスフェノールA(BPA)を高懸念物質(Substances of Very High Concern:SVHC)に認定したことに対して、欧州のプラスチック業界団体であるPlasticsEurope²が起こした訴訟を棄却し、BPAをSVHCと認定したECHAの主張を支持した。

今回、PlasticsEuropeがECHAに対して訴訟を起こし敗訴したのは3回目となる。1回目は2019年7月にECHAがBPAに生殖毒性があることからSVHCに認定することを支持したことに対する訴訟で、2回目は2019年9月にBPAがヒトに対して内分泌かく乱物質作用を示すことを理由にSVHCとして認定したことに対する訴訟である。

米国連邦保健社会福祉省(DHHS)国家毒性プログラム(National Toxicology Program:NTP)の「BPAの毒性に関する官学コンソーシアム(Consortium Linking Academic and Regulatory Insights on Toxicity of BPA:CLARITY-BPA)³」において、BPAがラットに及ぼす影響は僅かな影響であったとする結果が出ている。PlasticsEuropeはこれを引用し、ECHAはこの結果を無視していると主張していた。今回の決定でEU一般裁判所は、「様々な研究が常に実施・発表されており、ECHAがこれらの研究結果が全て出るのを待っていては、いかなる物質もSVHCとして認定することはできない」とするECHAの主張⁴を支持する形で、PlasticsEuropeの主張を退けている。

なお、CLARITY-BPAの研究結果については、慎重に解釈すべきであるとする研究者もおり、BPAが人体(心臓、前立腺、乳腺など)の健康におよぼす悪影響を示す文献もみられる。BPAは、主にポリカーボネートなどに使用されており、容器、瓶、歯の詰め物など様々な製品に応用されている。EUは2011年より乳児用の哺乳瓶、2020年1月よりレシート等の感熱紙にBPAを使用することを禁止しており、フランスはすべての食品包装、容器、調理器具にBPAを使用することを禁止している。

裁判所公式記録「JUDGMENT OF THE GENERAL COURT (Eighth Chamber) 16 December 2020 REACH – Establishment of a list of substances identified with a view to their eventual inclusion in Annex XIV to Regulation (EC) No 1907/2006 – Supplement to the entry relating to the substance bisphenol A on that list – Articles 57 and 59 of Regulation No 1907/2006 – Manifest error of assessment – Weight of evidence approach – Exploratory studies – Intermediate uses – Proportionality (Case T-207/18)」:

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=235692&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=19074968>

ClientEarthプレスリリース「EU court overrules plastics lobby, confirms BPA dangerous for wildlife (2020年12月16日)」<https://www.clientearth.org/latest/press-office/press/eu-court-overrules-plastics-lobby-confirms-bpa-dangerous-for-wildlife/>

1-2-2. 欧州議会は、Covid-19と戦うために使用されるEDCの規制執行延期を受け入れる

欧州議会の環境委員会(Envi)は、Covid-19との戦いで重要と考えられる内分泌かく乱化学物質(EDC)のあるグループに対するREACH規制措置の執行延期を許す勧告を可決した。

委員会は12月9日、REACH認可物質グループ4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、エトキシレート(OPnEO)の日没日を法律になってから36ヶ月後に延期する委員会規則草案に対する「異議なし」勧告を可決した。

OPnEOグループは現在、1月4日の日没日を持つ附属書XIV REACH認証リストに掲載されている。規制は、薬用製品、医療機器、およびそれらの付属品の研究、開発、生産においてOPnEOを使用することを可能にする。Enviの決定は、通常、規制草案に付随する規制の精査の2ヶ月の期間を経過する必要がないことを意味する。

議会の残りの部分は、12月14-16日の本会議中に割り当てられた時間内に異議を提起せず、委員会がそれを自由に採用することを意味した。

² <https://www.plasticseurope.org/en>

³ <https://ntp.niehs.nih.gov/whatwestudy/topics/bpa/index.html>

⁴ 英国の非営利の弁護士団体 ClientEarth に加え、ドイツ、フランス、も ECHA の支持者となっている。

Envi の勧告 : https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2020-0408_EN.html

規制草案:

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/070073/2/consult?lang=en>

認可リスト:

https://echa.europa.eu/authorisation-list?p_p_id=disslists_WAR_disslistsportlet&p_p_lifecycle=1&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_pos=1&p_p_col_count=2&disslists_WAR_disslistsportlet_javax.portlet.action=searchDissLists

1-3. 米国, EU および国際機関における内分泌かく乱物質の安全性動向

1-3-1. 民間企業による化学物質使用の自主的な規制

最近、有害とされる化学物質の使用に関して、民間企業などで自主的に規制する動きが出てきている。

2020年12月8日、ネット通販大手のAmazonは自社ブランドによるキッチン用品に内分泌かく乱物質や重金属などの有害な化学物質を使用することを禁止した。米国および欧州のAmazon Go、Amazon Go Grocery、Amazon Fresh、Fresh grocery deliveryで販売されるすべてのキッチン用品が対象となる。

また、化学物質の排出削減を目指す衣料品および履物の製造業者で構成する業界のイニシアチブである「有害化学物質ゼロ排出 (Zero Discharge of Hazardous Chemicals: ZDHC)⁵」は、製造制限物質候補リスト (Manufacturing restricted Substances List: MRSL) に、現在対象となっている PFOA や PFOS に加えて PFC (パーフルオロカーボン) 類を追加する予定である。

Amazon 食品接触材 規制物質リスト (RSL):

https://sustainability.aboutamazon.com/amazon_chemicals_policy_food.pdf

ZDHC の製造規制物質候補リスト (MRSL):

<https://mrsl.roadmaptozero.com/>

1-3-2. 米国内分泌学会と国際環境団体 IPEN が内分泌かく乱物質に関する共同報告書を発表

米国内分泌学会 (Endocrine Society) と国際環境団体である国際汚染物質廃絶ネットワーク (International Pollutants Elimination Network: IPEN、旧・International POPs Elimination Network)⁶ は、プラスチックに含まれる内分泌かく乱物質による健康への影響に関する共同報告書を発表した。報告書に記載されている主な調査結果は以下のとおりである。

- 人の健康に有害であることが知られている 144 種類の化学物質が、抗菌剤、着色剤、難燃剤、溶剤、紫外線吸収剤、可塑剤など様々な目的で使用されている。
- 暴露は、プラスチック製品の製造、販売、使用、回収、リサイクル、廃棄といったライフサイクルにおいていつでも起きる可能性がある。
- 内分泌かく乱物質への暴露は身近な問題であり、これまでの検査でほとんどの人の体内に内分泌かく乱物質が存在していることが示されている。
- マイクロプラスチックには添加剤が含まれており、添加剤が溶出することにより、人に暴露する可能性がある。また、海水や堆積物中などの周囲に存在する有害物質と結合し、その化合物が有害な働きをする可能性がある。
- 環境に優しいとされているバイオプラスチックや生分解性プラスチックにも、一般のプラスチックと同

⁵ 詳細は 2020 年 1 月号も参照。

⁶ 本部をスウェーデンに置き、世界 124 か国に 600 以上の所属団体をかかえる。 <https://ipen.org/about-ipen>

じく、添加剤が含まれており、内分泌かく乱作用がある。

報告書の著者らは、各国政府に対し、内分泌かく乱物質のプラスチックへの使用禁止、拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: EPR)の要求など、内分泌かく乱物質への暴露を最小限に抑えるための政策を実施するよう呼びかけている。また、プラスチックの生産量を大幅に削減することが重要であると主張している。

米国内分泌学会と IPEN による共同報告書「Plastics, EDCs & Health: A Guide for Public Interest Organizations and Policy-makers on Endocrine Disrupting Chemicals & Plastics」:
https://ipen.org/sites/default/files/documents/edc_guide_2020_v1_6bweb-en.pdf

1-3-3. 欧州委員会は内分泌かく乱のための CMR CLP カテゴリーを反映することを計画する

欧州委員会は、エンドポイントの新しいハザードクラス(分類)を作成する場合、CLP の下で内分泌かく乱のカテゴリーを確立する可能性について議論している。

提案されたアプローチの下で、内分泌かく乱物質の処理は、結果として生じる可能性のある分類結果の範囲に関連して発がん性物質、変異原性および生殖毒性物質(CMRs)の処理を反映するであろう。

欧州委員会の DG Environment の Cristina de Avila は、ブリュッセルで開催された内分泌かく乱物質に関する第 2 回年次フォーラムでこの立場を示した。

これは、委員会が新しいクラスを作成することをしっかりと決定し、「方向性は設定されている。」と de Avila 氏が発言した時に、強調された点に関して議論が進んだことを示唆している。

欧州委員会は、10 月に公表された EU の化学物質戦略の下で、CLP を含む内分泌かく乱物質に関する広範な変更を行うことを約束した。化学物質戦略では、健康と環境のための、区別された内分泌かく乱ハザードクラスを作成することが計画されている。

CLP の下で、CMRs は次の 3 つのカテゴリーのいずれかに分類される。

- 1A、主に人間の証拠に基づいて潜在的な有害影響を持っていることが「知られている」物質に対して
- 1B、主に動物の証拠に基づいて潜在的な有害影響を及ぼす可能性があると「推定される」物質に対して
- 2、カテゴリー1に対する証拠が不十分である場合、人間および動物の証拠に基づく潜在的な有害影響を有する「疑いがある」物質に対して

「我々は、それら(カテゴリー)が証拠の科学的なレベルを反映するのに非常に有用であると信じている」と、de Avila 氏は言った。この証拠を反映し、人間のデータが利用可能かどうかを示すことによって、それらは分類に「ニュアンス」をもたらし、「圧力を和らげる」と、彼女は付け加えた。「我々は発がん性物質の経験から導き出す。」

CMR アプローチは「疑わしい」ED のカテゴリーの可能性を高める。「問題はそこにあり、我々はまだそれを議論している」と、彼女は言った。

また、de Avila 氏は、各ハザードクラスとカテゴリーに該当する物質の数を推定するための、ターゲットを絞った影響評価のための委員会計画を概説した。

「我々にとって重要なことは、分類とラベリングが引き続き有用であるということである」と、彼女は言った。「過度の分類や分類不足を避けたいのである。これもまた、分類に大きく関係する。」

Cefic の Blanca Serrano は、委員会が新しい内分泌かく乱物質クラスについて、ED に関する REACH と CLP 管轄当局のサブグループ (CASG-ED) によって合意されたかのように話していたことを「驚き」と表明した。「我々は、議論がまだ進行中であるという印象を受けた」と、彼女はフォーラムに語った。彼女は、CASG-ED からの議事録がいつ公開されるかを尋ね、CLP 変更を行う委員会の決定の「法的評価」を求めた。

Cefic は 2 月の CASG-ED 会議で CLP アプローチについて話し合う機会を得るだろう、と de Avila 氏は言った。「委員会の政治的コミットメントは明らかだと思ふ」と彼女は言った。

de Avila 氏は、規制当局がそれらの物質が「はい-いいえベースで内分泌かく乱物質であるかどうかを

決定する」ことが進歩を妨げているという個人的な見解を表明した。それは「それが all or nothing であったため、物質の個々の識別に多くの圧力をかけている」と、彼女は言った。カテゴリーを追加することは、科学的現実とより調和するだろう。「これは、他のハザードクラスのために我々が活動する方向である。「内分泌かく乱物質は何の違ってもあってはならない」と彼女は言った。

EDC-free Europe coalition を代表して、NGO HEAL の Natacha Cingott は、新しい化学物質戦略に関して委員会を祝福した。「特に、ハザードクラスを導入する計画に満足している」。カテゴリーを追加することは、多くの物質に対する現在のデータギャップの問題を克服するのに役立つだろう、と彼女は言った。

委員会は 2021 年 CLP 基準に関する公式提案を行うと、de Avila 氏は言った。化学物質の分類と表示のためのグローバル調和システム(GHS)の下でそれらを導入するために、その後、国際的なパートナーと協議を開始していく。

業界は、CLP に新しい内分泌かく乱物質ハザードクラスを導入するという考えに反対してきた。REACH の下で管理されている関連するリスクを確認する方を選ぶだろう。内分泌かく乱は有害事象につながる作用機序であるのに対し、CLP はハザードを扱うと主張している。Cefic は以前不満を表明し、委員会 が 7 月の Caracal 会議中に CLP にそれらの物質を「偽の共犯者」として含めることを提示したと言った。

提案は、2021 年 2 月に ED に関する REACH および CLP 管轄当局のサブグループ(CASG-ED)の次回会合で議論される予定である。

ED に関する第 2 回年次フォーラム:

https://ec.europa.eu/environment/events/second-annual-forum-endocrine-disruptors_en

1-4. 頻出略語一覧

1-4-1. 米国

| 略語 | 現地語正式名称 | 日本語名称 | 分類 |
|-------|---|-----------------------------------|------|
| ACC | American Chemistry Council | 米国化学工業協会 | 業界団体 |
| ACS | American Chemical Society | 米国化学会 | 業界団体 |
| CDC | Center for Disease Control and Prevention | 疾病予防管理センター | 政府機関 |
| CPSC | Consumer Product Safety Commission | 消費者製品安全委員会 | 政府機関 |
| DHHS | Department Health and Human Services | 保健社会福祉省 | 政府機関 |
| EDF | Environmental Defense Fund | 環境防衛基金 | 環境団体 |
| EDSP | Endocrine Disruptor Screening Program | 内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム | 政策 |
| EPA | Environmental Protection Agency | 環境保護庁 | 政府機関 |
| FDA | Food and Drug Administration | 食品医薬品局 | 政府機関 |
| FIFRA | Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act | 連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法 | 政策 |
| NIH | National Institutes of Health | 国立衛生研究所 | 政府機関 |
| NIOSH | National Institute for Occupational Safety and Health | 国立労働安全衛生研究所 | 政府機関 |
| NIST | National Institute of Standards and Technology | 国立標準技術局 | 政府機関 |
| NNI | National Nanotechnology Initiative | 国家ナノテク・イニシアティブ | 政策 |
| NRDC | Natural Resources Defense Council | 天然資源防衛協議会 | 環境団体 |
| NSF | National Science Foundation | 国立科学財団 | 政府機関 |
| OMB | Office of Management and Budget | 行政管理予算局 | 政府機関 |
| OPPT | Office of Pollution Prevention and Toxics | 汚染防止有害物質局(EPA) | 政府機関 |
| OSHA | Occupational Safety and Health Administration | 労働安全衛生局 | 政府機関 |
| RCC | Canada-United States Regulatory Cooperation Council | 米加規制協力会議 | 政府機関 |
| SNUR | Significant New Use Rules | 重要新規利用規則 | 政策 |
| SOCMA | Society of Chemical Manufacturers and Affiliates | 化学品製造者・関連業者協会 (前・合成有機化学品製造者協会) | 業界団体 |
| TSCA | Toxic Substances Control Act | 有害物質規制法 | 政策 |

1-4-2. EU

| 略語 | 現地語正式名称 | 日本語名称 | 分類 |
|-------------------|--|-----------------|------|
| ANSES | Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail | フランス食品環境労働衛生安全庁 | 政府機関 |
| BAuA | Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin | ドイツ連邦労働安全衛生研究所 | 政府機関 |
| BfR | Bundesinstitut für Risikobewertung | ドイツ連邦リスク評価研究所 | 政府機関 |
| Cefic | European Chemicals Industry Council | 欧州化学工業連盟 | 業界団体 |
| Danish EPA (DEPA) | Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen | デンマーク環境保護庁 | 政府機関 |

| 略語 | 現地語正式名称 | 日本語名称 | 分類 |
|----------|--|-----------------------------------|---------|
| Defra | Department for Environment, Food and Rural Affairs | 英国環境・食料・農村地域省 | 政府機関 |
| DG SANCO | Health & Consumer Protection Directorate-Genera | 健康消費者保護総局 | EU |
| ECHA | European Chemicals Agency | 欧州化学品庁 | EU |
| EFSA | European Food Safety Authority | 欧州食品安全機関 | EU |
| ENVI | Committee on the Environment, Public Health and Food Safety | 環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう) | 欧州議会委員会 |
| HSE | Health and Safety Executive | 英国安全衛生庁 | 政府機関 |
| JRC | Joint Research Centre | 共同研究センター | EU |
| MEEM | Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer | フランス、環境・エネルギー・海洋省 | 政府機関 |
| NIA | Nanotechnology Industries Association | ナノテク工業協会 | 業界団体 |
| REACH | Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals | 化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則 | 政策 |
| RIVM | Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu | オランダ国立公衆衛生環境研究所 | 政府機関 |
| RoHS | Restriction of Hazardous Substances Directive | 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令 | 政策 |
| SCCS | Scientific Committee on Consumer Safety | 消費者安全科学委員会 | EU |
| SCENIHR | Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks | 新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会 | EU |
| SCHER | Scientific Committee on Health and Environmental Risks | 保健環境リスク科学委員会 | EU |
| SCoPAFF | Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed | 植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会 | 政府機関 |
| UBA | Umweltbundesamt: | ドイツ連邦環境庁 | 政府機関 |

1-4-3. その他諸国・国際機関

| 略語 | 現地語正式名称 | 日本語名称 | 分類 |
|-------|---|-------------------------|------|
| APVMA | Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority | オーストラリア農薬・動物医薬品局 | 政府機関 |
| FAO | Food and Agriculture Organization | 国連食糧農業機関 | 国際機関 |
| FoE | Friends of the Earth | フレンズ・オブ・アース | 環境団体 |
| GHS | Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals | 化学品の分類および表示に関する世界調和システム | 政策 |
| IARC | International Agency for Research on Cancer | 国際がん研究機関 | 国際機関 |
| ICCA | International Council of Chemical Associations | 国際化学工業協会協議会 | 業界団体 |
| ISO | International Organization for Standardization | 国際標準機構 | 国際機関 |
| OECD | Organisation for Economic Co-operation and Development | 経済協力開発機構 | 国際機関 |

| 略語 | 現地語正式名称 | 日本語名称 | 分類 |
|--------|---|------------------------------------|------|
| SAICM | Strategic Approach to International Chemicals Management | 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ | 政策 |
| UNEP | United Nations Environment Programme | 国連環境計画 | 国際機関 |
| WHO | World Health Organization | 世界保健機関 | 国際機関 |
| WNT | Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme | テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会 | 国際機関 |
| WPMN | Working Party on Manufactured Nanomaterials | 工業ナノ材料作業部会 (OECD) | 国際機関 |
| UNITAR | United Nations Institute for Training and Research | 国連訓練調査研究所 | 国際機関 |